

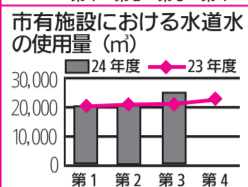
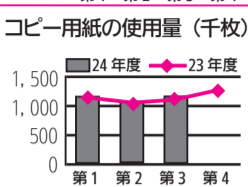
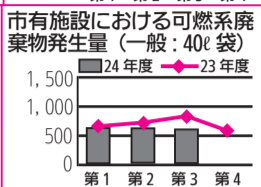
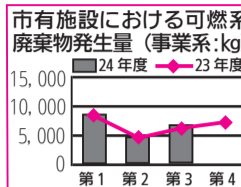
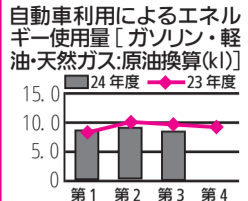
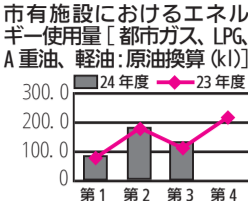
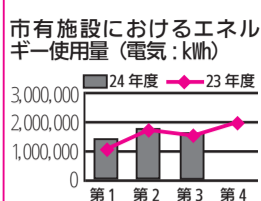
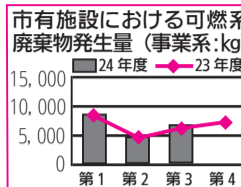
電動アシスト自転車に乗って福生のまちへLet's Go!

環境マネジメントシステム

「LAS-E」定期報告

市では、平成 20 年度から環境マネジメントシステム(LAS-E)を導入し、環境配慮に取り組んでいます。平成 24 年度第 3 四半期まで(平成 24 年 4 月から平成 24 年 12 月まで)の数値をご報告します。(※前回報告後数値の修正等により前回までの数値と異なっている場合があります。)

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718



平成 24 年度 第 3 四半期 独自目標実績(昨年度実績との比較)

Table with 6 columns: Energy consumption (Electricity, Gas/Oil, Gasoline/Natural Gas, Water), Waste generation (Business, General), and Paper usage. Rows include quarterly data for 2023 and 2024, and annual totals with target values.

市税等の納め忘れはありますか? 2月末をもって、平成24年度分の市税等の最終納期限が経過しました。納め忘れがないか、もう一度お確かめのうえ、方が一納め忘れがありましたら、早急にご納付ください。

- 市・都民税(第1期) 4期
固定資産税(第1期) 4期
国民健康保険税(第1期) 8期
軽自動車税
介護保険料(第1期) 8期
後期高齢者医療保険料(第1期) 8期

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ(4月以降も高齢受給者証の負担割合が1割に据え置かれます)
負担割合が1割の高齢受給者証をお持ちの方は、平成25年4月から医療機関での自己負担割合が2割となる予定でしたが、当分の間

問合せ・手続き先
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車: 課税課市民税係 ☎ 551・1610
二輪の軽自動車(126~250cc)・二輪の小型自動車(251cc~): 東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所 ☎ 050・5540・2034
三輪・四輪の軽自動車: 軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所 ☎ 557・6262

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。住所(定置場)変更や譲渡及び廃車等をする場合は、必ず各機関で手続きをお願いします。
※手続きされないと、従前の登録地・登録内容で軽自動車税が課税されることとなります。

Table with 3 columns: こんなとき, どうする, 届出先. Rows include retirement from company and spousal support changes.

年金だより
20歳以上60歳未満の方で会社を退職されたときなどは年金の届出が必要です。
【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

1割に据え置かれることになりました(現役並み所得者は3割のまま変更はありません)。対象の方には3月下旬に1割の受給者証を郵送します。
●国民健康保険保養施設宿泊費補助金交付制度の廃止
国民健康保険に加入している方が、全国の公営宿泊施設(国民宿舎、国民休暇村)を利用した場合の宿泊費補助金制度が、平成25年4月1日から廃止されます。平成25年3月31日までの宿泊については補助金対象となりますが、それ以降の宿泊は対象となりません。お早めにお手続きをお願いします。

減免世帯に指定収集袋を交付します!

平成 25 年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。
【対象者】①生活保護受給者 ②児童扶養手当受給者 ③特別児童扶養手当受給者 ④遺族基礎年金受給者(条件があります。環境課ごみ対策係にご確認ください。) ⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税 ⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税 ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税 ⑧市長が特別の理由があると認めた場合
【交付枚数】<1人世帯>可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚 <2人世帯>可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚 <3人世帯以上>1人増えるごとに2人世帯枚数

に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。
※年度途中で申請した場合は、月割りで交付します。
【交付日時】4月1日~平成26年3月31日の月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分(祝日、年末年始[12月29日~1月3日]を除く)
【交付場所】市役所1階11番環境課ごみ対策係(郵便局側入口)
【必要書類等】<証書等>①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください。)⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳
<印鑑>
※⑤~⑦は、世帯全員の市民税非課税の確認が必要のため、当日交付できない場合があります。
※交付された指定袋を持ち帰るための袋等をご用意ください。
【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

●退職(失業)による特例免除制度をご利用ください
退職(失業)により国民年金第1号被保険者となり、保険料の納付が困難な方は、退職(失業)による特例免除を申請することができます。特例免除制度は、申請者本人の所得を除外して、配偶者・世帯主の所得のみで審査を行います(配偶者・世帯主の所得が一定の基準以下である方が承認されます)。
この制度は退職(失業)した年度及び翌年度に限り利用することができます。申請には雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書が必要です。
【問合せ】青梅年金事務所 ☎ 0428・303410、保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

地域猫制度について

市では、飼い主のいない猫に関するトラブル解決のために、平成18年度から地域猫制度を実施しています。
地域猫制度は、飼い主のいない猫を排除するのではなく、地域の問題として、地域に住む皆さんと問題解決に取り組む協働事業です。
この活動はボランティアが主体となり、飼い主のいない猫の捕獲、不妊・去勢手術、エサやり、周辺の清掃等を実施し、猫の数を地域でコントロールします。
◎ボランティア団体等に助成金を支給しています
地域猫制度に基づき、飼い主のいない猫を適切に管理しているボランティア団体が行う不妊・去勢手術に対して、市では予算の範囲内で不妊・去勢手術助成を行っています。登録を希望する団体は、

環境課環境係へご相談ください。
◎飼い主の方へお願い
現在の交通事情や住宅事情は猫にとってやさしい環境ではありません。猫を危険から守ってあげるのも飼い主の責任です。猫は室内で飼うようにしてください。
また、万一迷子になった場合を考え、首輪と連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着しましょう。
<室内飼いのポイント>
▼上下のできる場所
▼清潔なトイレとおいしい餌
▼不妊・去勢手術
▼猫の遊具やおもちゃ
▼飼い主の愛情とスキンシップ
◎虐待や遺棄の禁止
愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。
【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

